

戦後の日本で、人が住んでいる家屋を強制収用して、造られたダムはありません。

石木ダムの強制収用は絶対にしないで下さい

7月11日の知事面談の際、佐世保市の利水について、「平成6～7年の大干ばつが、年間一日最大給水量8万トン程度の現在に発生したら、同様な事態（深刻且つ長期にわたる給水制限）になるのか」という質問に対し、佐世保市側は明確な回答ができず、苦し紛れに「石木ダムを必要とする理由ではない」と答えました。今ならば石木ダムなしでほぼ対応できることを認めたこととなります。（水源連の試算では、最悪でも5%程度の短期給水制限＝生活に殆ど支障を来さない、という結果です。）

川棚川の洪水対策について、長崎県は、「現在の川棚川の河川改修計画が完了すれば、山道橋基準点で1,130 m³/秒の流下能力を持つので、戦後最大とされる昭和23年洪水、昭和31年洪水、平成2年洪水など、戦後の洪水被害はすべて防ぐことができる」と答えました。治水目標としている100年に一回の最大流量1,400 m³/秒は安全を最大に見積もった特殊な値であることが判明しました。

長崎県と佐世保市は「石木ダムが治水・利水両面で今すぐどうしても必要」と言っていますが、そういう状況ではないことが明らかになりました。

必要性・緊急性が稀薄な事業のために、居住民の生活の場を取り上げることが人権侵害であり、かかる事業を実施することは税金の浪費です。

収用裁決申請手続きを直ちに断念されることを貴職に求めます。併せて、裁判所への仮処分申請の取下げ、石木ダム事業と関連事業の中止を求めます。

長崎県知事 中村法道様

2014年 月 日

（住所）

（名前）